

## 県境不法投棄事案に係る住民説明会

日 時：平成24年11月14日（水）

午後6時30分から

場 所：田子町中央公民館

（司会）

それでは、御案内の時間となりましたので、ただ今から県境不法投棄事案に係る田子町住民説明会を開催いたします。

はじめに県の林環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

（林部長）

皆様、お晩でございます。環境生活部長の林と申します。

皆様には、お忙しい中、しかも夕食の団らんの貴重なお時間を割いてお集まりいただきまして、厚くお礼申し上げます。

また、山本町長さんをはじめ、田子町役場には今回の説明会の開催にあたり町民の方々への周知など、多大な御協力をいただきましたことに、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、県境不法投棄現場の原状回復対策につきましては、廃棄物等の全量撤去を基本とする原状回復方針のもと、平成16年12月から撤去を開始して以来、計画的に事業を進めてきたところですが、一昨日には累計撤去量が100万トンを超えたところであります。

これまでの間、大きな事故もなく撤去作業を進めることができましたのも、皆様の御理解、御協力の賜であり、重ねてお礼申し上げます。

廃棄物の撤去につきましては、一昨年の平成22年でございますが、廃棄物の掘削により地山が露出したことで初めて得られた知見をもととして、現存する廃棄物等を再推計した結果、当初の実施計画において推計いたしました廃棄物量を上回るということが明らかになり、今年度、平成24年度までとしておりました撤去の完了時期を来年度の平成25年度まで1年延長することといたしまして、このことについては一昨年の8月に説明会を開催し、皆様に御説明をさせていただいたところでございます。

そしてその後、廃棄物等の撤去後におきましても、現場内に残ります地下水が汚染されていることが想定され、一定期間浄化が必要となることを見込まれることなど、現行の実施計画では、産廃特措法の期限でございます今年度までに原状回復対策事業を終了することが困難となるような課題が出てきたところでもございます。

こういったことから、県としては、国に対し、その基礎となる法律でございます産廃特措法の期限延長と財政支援について、繰り返し要望してきたところでございますけれども、

今年 8 月に、国会においてこの法律の期限を平成 34 年度まで 10 年間延長するという法律の改正案が可決成立したところでございます。

こういった産廃特措法の改正の成立を受けまして、県としては、現場の調査等を行いますとともに、原状回復対策推進協議会等の御意見を伺いながら、平成 25 年度以降の原状回復対策を慎重に検討し、今般、本日御説明申し上げます変更実施計画案として取りまとめたところであり、説明の機会を設けさせていただいたというしだいでございます。

変更実施計画案の詳細については、この後、担当の方から説明をいたしますが、県としては、今後とも、馬淵川水系の環境保全を目的とした汚染拡散防止対策と廃棄物等の全量撤去を基本といたします原状回復方針を堅持いたしまして、引き続き、安全かつ着実に事業を進め、万全を期して対処していくこととしており、引き続き、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の説明会において、十分皆様の御理解を得て、今後とも進めて参りたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

それでは次に、田子町の山本町長様から御挨拶をちょうだいしたいと思います。

町長さん、よろしくお願いいたします。

(山本町長)

皆さん、こんばんは。

本日は御多忙のところ、また足もとの悪い中を御参加下さいまして、ありがとうございます。また、青森県環境生活部の林部長、小笠原次長をはじめ、県境再生対策室の皆様には、説明会を開催していただき、まことにありがとうございます。

県境産廃不法投棄現場の原状回復という我が町の悲願と、青森県との取組により成立した特措法の施行以来、町民の心配や不安を抱えながらも、着々と廃棄物の完全撤去に向けた取組がなされております。廃棄物の比重の見直しや、つぼ掘りなどによる廃棄物の増量は、期限内での撤去について大きな不安要素でありましたし、さらに 1,4-ジオキサンという有害物質の問題が浮上し、地下水汚染という新たな課題が生じました。

特措法期限内の完全撤去は守るべきこととはいえども、新たな課題も含め、解決するには時間がかかることが明白となったわけでありました。

町としては、当町の原状回復協議会ならびに議会とも協議を行い、安心できる結果を得るために、特措法の延長を求めて参りましたし、青森県、岩手県にも新たな課題解決も含め、しっかりと対応していただくようお願いをして参りました。本日は現状と今後の見通し、新たな課題と解決のプロセスなどをもとに、特措法の延長に関する御説明をいただくことになっております。

本日、御参集の皆様とともに、しっかりと聞きながら、原状回復の詰めとも言うべき、

今後の取組について理解を深めたいと思います。

また、せっかくの機会でありますので、要望などがございましたら、忌憚のない御意見、御発言をお願いしたいと思います。

御来町いただきました林部長、小笠原次長、県境再生対策室の皆様、御来場の皆様に改めて感謝を申し上げ、簡単ではありますが、開会に先立ちましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは本日の県側出席者を紹介させていただきます。先ほど御挨拶を申し上げました林環境生活部長です。

小笠原環境生活部次長です。

続いて県境再生対策室職員です。北沢室長です。

工事管理担当、中野副参事です。

現地事務所、中野渡副参事です。

責任追及担当、成田総括主幹です。

環境再生計画担当、佐々木総括主幹です。

同じく環境再生計画担当、原総括主幹です。

工事管理担当、工藤主幹です。

環境再生計画担当、対馬総括主幹です。

現地事務所、北畠技師です。

周辺生活担当、工藤主査です。

なお、本日、田子町から山本町長さんのほか、担当の中澤室長と古郡主査にも御出席いただいておりますので、御紹介いたします。

最後になりましたが、私は本日の司会を務めます三上でございます。よろしくお願いいたします。

それではお手元の次第に従いまして、さっそく説明に入らせていただきます。正面のスクリーンを使って説明させていただきますが、お手元に、画面と同じ内容を印刷したものを用意してございますので、御確認いただきたいと思います。

(事務局)

県境再生対策室の原と申します。これから、説明をさせていただきます。

青森・岩手県境不法投棄事案に係る実施計画の変更についてということですが、まず最初にこの事案の概要を御説明し、その後、今回実施計画を変更し、平成 25 年度以降に行う原状回復事業について御説明いたします。

まず、事案の概要です。平成 11 年に、田子町と岩手県の二戸市にまたがる原野で、産業

廃棄物処理業者である三栄化学工業株式会社（八戸市）、それから、縣南衛生株式会社（埼玉県）、この両者による産業廃棄物の不法投棄が発覚しております。

これは平成 12 年 10 月の現場の上空写真です。黄色い線が入っておりますが、これが県境のラインです。この黄色い線の上が岩手県、そして下が青森県。左が北になります。

元々この現場というのは谷地形でありましたが、そこを廃棄物で埋め尽くしたと。これは、ほぼ平らな状態になってしまっていますが、これが平成 12 年 10 月、まだ撤去が始まる前の現場の状況です。

そして、この不法投棄された廃棄物というのは、堆肥様物、堆肥のようなゴミですね。それから焼却灰、汚泥、RDF 様物。RDF というのは、ゴミ固形化燃料というのがありますけれども、そのようなゴミです。これらが投棄され、ベンゼンなどの揮発性有機化合物、ダイオキシン類に汚染されておりました。

そして、現場について、高密度電気探査、ボーリング調査などの調査を行いまして、廃棄物の量を 67 万 1 千 m<sup>3</sup> と推計しました。

現場は、浸出水、汚れた水が周辺環境に拡散して、農業用水源や水道水源が汚染されるおそれがありました。

これは不法投棄現場の一部の断面です。このように、廃棄物、それから土、廃棄物、また土と、ゴミを捨てては覆土して隠し、その上にまた廃棄物を捨て、さらにまた覆土をして隠していくと、こういう投棄がされておりました。

これが堆肥様物です。これが焼却灰、これが汚泥、これが RDF 様物というゴミ固形化燃料に似せたもの、こういったものが投棄されていたということです。

実施計画変更に至る経緯ですが、まず原状回復事業の開始と計画的な実施ということで、現場の原状回復にあたり、平成 16 年 1 月に環境大臣の同意を得て、特定支障除去等事業実施計画を策定しました。その後、国の財政支援を受けて原状回復事業を開始しました。

青森県は、馬淵川水系の環境保全を目的に、汚染拡散防止を最優先する、それから廃棄物及び汚染土壌の全量撤去を基本とする原状回復方針に基づいて事業を進めて参りました。

これが平成 24 年 6 月、今年 6 月の現場の上空写真です。黄色い線の上が岩手県、線の下が青森県の現場になります。現場全体を遮水壁で囲って、現場の下に難透水性の岩盤がありまして、地下水が溜まるようになっています。ここが一番低いところですが、ここでそれを汲み上げて、現場よりも低い位置に水処理施設というのがありますけれども、ここで浄化をし、きれいにして、それで放流をしていると。

ゴミ自体は掘削をして、運搬車両で、県内の 7 事業者、処分場に運んで処理をしています。処理というのは、通常焼却ですが、一部については埋立もしています。

ここはゴミを選別する場所です。ここはゴミを積んだ車両を洗車する場所で、廃棄物の泥を落とし、洗車をして出て行くと。このように、現場の中にいろんな施設を建て、今はこういう現場の状況になっています。

そして、廃棄物推計量の増加による課題と対応ということで、平成 22 年 8 月、こちらで

説明会をさせていただきましたけれども、課題として、事業の進捗によって得られた知見に基づいて廃棄物等の量を再推計した結果、現行計画を上回る量の廃棄物が現場に投棄されていたことが判明しました。

これは、つぼ掘りというものですけれども、当初の調査、現行計画を作る際の調査ではこういったつぼ掘りを適確に認識して廃棄物の量を推計することができなかったというものです。これもつぼ掘りの状況ですが、現場で作業をしている人と比べても、その大きさが分かるかと思います。多い部分は本当に隙間なく掘られているような状況でありました。

ここに見えているのが現場を囲む遮水壁ですね。これが現場の全周をぐるりと囲っています。

そして、つぼ掘りなどによって廃棄物量がどうやら多いということが判明して、計画期限である平成 24 年度、今年度までに、その廃棄物、汚染土壌を全量撤去することが困難になりました。

さらに、廃棄物等の撤去の後、原状回復事業のために設置した構築物を解体撤去する必要があります。これもできなくなると。

それから、廃棄物の撤去のあと、現場の中に汚染水が残ると見込まれています。廃棄物を取っても、すぐには地下水がきれいにはならないだろうということで、汚染水の浄化に一定期間必要だと。これらもできなくなるということになりました。

対応として、まず本年度までは現行計画の事業費で可能な限り廃棄物を撤去する。来年度以降における廃棄物等の撤去、それから汚染水の浄化、それらに要する事業費については、国に対して産廃特措法の期限延長、財政支援を要望して参りました。

そして、産業廃棄物特措法の改正、これは本年の 8 月になりますけれども、平成 24 年度までに事業完了が困難な事案が複数あると。これは私どもだけではなく、全国に産廃特措法の支援を受けて原状回復事業を実施している自治体がありますけれども、私ども青森県以外にも、やはり 24 年度までに事業を完了させることが困難だという事案、自治体があります。さらに、新たに支援の対象となる事案が発生、発覚したということで、国の方では平成 25 年度以降も引き続きそれらの事案の原状回復のために支援が必要だということで、特措法の期限が平成 34 年度まで 10 年間延長されることになりました。これが今年の 8 月、通常国会で可決成立しています。

そして実施計画の変更です。県としては、産廃特措法の延長を受けまして、平成 25 年度以降も国の財政支援を受けて原状回復事業を実施するために、専門家や、青森県が設置している原状回復対策推進協議会などの意見を聞いて、今般、変更実施計画の案を取りまとめました。

今後は、本日の田子町住民説明会、それから田子町、それから環境審議会の意見を聞いた上で、環境大臣に協議することにしております。

今度は、実施計画の変更の内容、変更して来年度以降に行う事業の内容ということになります。

まず、特定支障除去等事業、原状回復事業のことですけれども、平成 24 年度に再推計した廃棄物等の量です。平成 24 年 10 月までに実施した地山確認とボーリング調査の結果に基づいて、廃棄物、汚染土壌の量を精査しております。

廃棄物の量は約 73 万 2 千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、106 万 6 千トンと算出していました。この量は、現在の計画量を 6 万 1 千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、6 万 7 千トン上回る量です。

それから汚染土壌は、現在の計画では推計が困難だということで見込んでいないものですが、この汚染土壌量は約 4 万 6 千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、8 万 3 千トンと算出しています。総量は約 77 万 8 千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、114 万 9 千トンとなり、現行計画を 10 万 7 千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、15 万トン上回ることになりました。

それから、先ほど申し上げましたけれども、廃棄物の撤去完了後も現場内に残ると想定される汚染水の浄化が必要だということで、これを事業の実施範囲、原状回復事業の対象として位置づけたということになります。

これが、平成 24 年度に再推計した廃棄物量の表であります。一番左のここが現在の計画です。それからこの②推計というのが以前、22 年度にこちらで説明会をやらせていただいた時に廃棄物量が増えたというお話をさせていただいた時の廃棄物量です。

④今回推計が変更実施計画に見込む廃棄物量になります。現行計画では、トンで申し上げますけれども、99 万 9 千トンであったものが平成 22 年 8 月に推計した時には 124 万 5 千トンになって、地山確認などを経て、114 万 9 千トンという数値になりました。

これは、平成 22 年度に推計した量よりも約 9 万 6 千トン少なくなっておりますけれども、当初の計画よりは 15 万トン増加していることになります。

続いて、汚染拡散防止対策、汚染物質が外に出ないようにする対策です。

廃棄物の撤去完了後も現場内に残る汚染水は、環境基準に適合するまで揚水して浄化して参ります。廃棄物等の撤去が平成 25 年度までですが、浄化期間はその後 8 年間を見込んでいます。その後 1 年間経過観察し、平成 34 年度までには終了することとしています。

次に、岩手県の方から本県現場に流入する地下水というのがございます。岩手県の現場の中に分水嶺が通っていきまして、岩手県の地下水は本県側に流れてくるようになっております。その地下水については、岩手県が鋼矢板によって流入防止対策を講じる、矢板を県境部分に打ち込んで地下水が青森県側に入ってくるのを防ぐ工事をする、ということとなりました。

廃棄物等の撤去です。廃棄物及び汚染土壌については、全量撤去を基本とする原状回復方針を堅持して、平成 25 年度中に撤去を完了します。

これは廃棄物等の撤去の実績です。ここが平成 24 年度、今年度ですけれども、今年度の撤去計画量は 16 万トンにしておりまして、この 16 万トンを達成しますと、推計した 114 万 9 千トンのうち残り 96,900 トン、約 10 万トンですけれども、この量を平成 25 年度中に撤去してしまうと、そういう計画です。

廃棄物等撤去後の場内整備等でございます。現場の地山、地山というのは元々の自然地

盤ですけれども、地山は不法投棄隠蔽工作のために形状が大きく変えられています。先ほどご覧いただいた、つぼ掘りなどによるものですが、このことから、廃棄物等の撤去完了後に整地、土砂流出防止対策のほか、雨水排水対策を実施します。

事業実施期間ですが、計画の期限を 10 年間延長し、平成 34 年度までに完了させます。

廃棄物、汚染土壌の撤去は平成 25 年度中に完了させ、それから、現場内の事業のためにつくった施設については平成 26 年度までに解体撤去します。

そして、浸出水処理施設を動かして、汚染水の浄化をし、平成 33 年度末には現場内の水について環境基準を達成させるという計画を組んでいます。その後、現場内地下水を 1 年間モニタリングし、さらに浸出水処理施設を解体撤去し、平成 34 年度までに事業を終了するという計画であります。

続いて事業費でございます。現在の計画を策定した平成 15 年度から、延長して行う平成 34 年度までの総事業費は約 477 億円と算出しております。そのうち、延長して行う平成 25 年度から 34 年度までの事業費は約 67 億円と見込んでいます。現在の計画における事業費が 434 億円ですので、この 477 億円というのは、現行計画から 43 億円増加するということになります。

そして、今回の実施計画の変更にあたりまして、平成 25 年度以降の原状回復対策について協議が行われ、先般、原状回復対策推進協議会における協議で変更実施計画案の了承を受けております。

それから、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し講じた措置及び講じようとする措置の内容ということですが、本来、廃棄物を不法投棄した原因者が行うべき事業なわけですが、それを今、県が代わって原状回復事業を行っているのですが、そういった、原因者とか、不法投棄をした人にゴミを委託した事業者に対する責任追及を原状回復事業と共に行っております。

今回の実施計画の変更にあたって、前回の実施計画の変更、これは平成 19 年 3 月に変更し掘削方法の変更で大臣同意をもらっておりますけれども、それ以降に、原因者である三栄化学工業、それから縣南衛生に対して行った行政処分、これは代執行費用納付命令、代執行にかかった費用を原因者に請求することですが、それと、滞納処分の執行、県が差し押さえている原因者の財産などを公売していくこと、そういうことを実施して参りましたので、そういった内容を追加すると。

それから、前回の実施計画の変更以降の排出事業者等からの自主撤去・自主抛出の実績を追加します。これは、原因者に対してゴミの処分を委託した事業者、排出事業者と言いますけれども、そういった事業者が、自ら現場の廃棄物を撤去するとか、その撤去に対応する事業費抛出がありましたので、そういった実績を今回の変更には書き込むということになります。

不適正処分の再発防止策。県境不法投棄事案発覚までの県の対応について、県境不法投棄検証委員会による検証結果等を実施計画に記載していることを踏まえ、今回の実施計画

の変更においても、同委員会の元委員から、事業開始後の措置命令等の行政処分、不法投棄防止対策の実施状況について意見を聞きました。

今の計画を作る時に、県の対応がどうであったのかを県以外の第三者による検証委員会で評価をしてもらっていますけれども、今回の変更でも、その検証委員会の元委員の方から、これまで県が行ってきた措置について評価をいただきました。その内容を実施計画に反映させるということです。

そこで提出された意見の主なものです。

行政処分に関して、法令等の改正に迅速に対応すべきである。あるいは、排出事業者等の責任追及は概ね適正。公費負担軽減の観点から、自主撤去・自主抛出をより積極的に進めるべき。

それから、これは県境不法投棄事案だけではなくて、青森県の産業廃棄物に対する取組全体の話ですけれども、いろんな産業廃棄物処理業者、排出事業者、そういったところの立入検査、あるいは指導の件数が増加していると。また、警察などの関係機関、庁内の関係部局と連携して対応していることは評価できるという意見をいただいております。

これらについても変更計画に記載し、引き続き取り組んでいくことにしております。

説明については以上で終わります。ありがとうございます。

(司会)

説明については以上でございます。

それでは、これから皆様からの御質問などを承りたいと思います。発言を希望される方は、挙手していただき、最初にお名前をおっしゃっていただいて、それから質問内容という形でお願いいたします。

それでは質問のある方、挙手をお願いいたします。

(住民)

今日は御足労を願ってありがとうございます。宇藤です。

いろいろ御説明をいただきましたが、この中で、前はダイオキシンということでしたが、今はジオキサンのが県の会議でもよく話題にされますので、ジオキサンのことについてもう少し詳しく御説明をしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

ダイオキシンとジオキサンについて説明を、ということでしたので、お答えいたします。

最初、事業に着手する前に現場の調査をした時には、一番懸念されたのがダイオキシンの問題でした。ただ、ダイオキシンにつきましては、実際に事業を開始しますと、ごく限られたものしかありませんで、意外と対策は手間取りませんで、きちんと現場を遮水壁で

囲んで、汚染が外に出ないように対策をした上で水処理施設できちんと浄化処理しておりますので、ダイオキシンはきちんとやれておりました。

当時、1,4-ジオキサンという物質は環境基準に指定されていませんでしたが、平成 21 年度に環境省が、この物質についてもある程度人の健康や環境に影響があるだろうということで環境基準に追加しております。それを受けまして青森県では平成 22 年から 1,4-ジオキサンについてもモニタリングの物質に追加して調査をしてきております。

その結果、この物質は非常に土壌には吸着しにくいんですが、水にのりやすい性質を持っておりまして、そのため、現場の中を流れる水、あるいは地下水といったところに 1,4-ジオキサンが検出されているという状況にあります。

そのため、今後、現場の廃棄物・汚染土壌の撤去が来年度で終わりますと、残る地下水の汚染ですが、ほぼこの 1,4-ジオキサンをターゲットに浄化に取り組んでいくことになると考えております。以上です。

(住民)

澤口です。撤去後の整備等をもう少し詳しくお聞きしたいんですけども、廃棄物等の撤去完了後、整地、土砂流出防止対策、雨水排水対策を実施するというんですが、25 年度で撤去は終わるでしょうから、その後、現場内をどのような形に持っていこうとしているのかお聞かせ願えますか。

(事務局)

御質問にお答えいたします。

廃棄物、汚染土壌の撤去は、来年度、平成 25 年度で完了する予定になっております。

先ほど表で御説明しましたが、その後、地下水の浄化に大体 8 年くらいかかると見込んでおり、地下水の浄化はどんどん進めて参ります。

廃棄物の撤去が終わった後の場内ですが、不法投棄される時、現場に穴を掘って埋めて、穴を掘って埋めて、それを全部掘り起こして撤去していますので、現場をご覧になった方はお分かりかと思いますが、かなりでこぼこしている状況です。

この状況を放置しておくわけにはいきませんので、当然整地して、崩れたりしないような、危険がないような状態にした上で、田子町役場さんの方で現場の植林をするための苗木を準備していただきましたので、平成 26 年から植林に取りかかりたいと思っております。

この辺り、平成 22 年に環境再生計画というのを、協議会でも協議の上、県が策定しておりますが、それに基づき、現場の一部は植林して元の山に戻していき、部分的には、民間さんが農業施設などを検討されているという状況になっています。

いずれにしましても、25 年の撤去完了を受けて、もうさっそく平成 26 年度から現場の環境再生計画の方に着手していく予定でおります。以上です。

(住民)

久慈と申します。今説明いただいたところによると、廃棄物の撤去は25年度で終わるということでした。そうしますと、今、町内において廃棄物運搬上の交通安全ということで、道路の改修が結構行われているのですが、これは25年度で打ち切りになるわけですか。

(事務局)

道路関係については、これまで県土整備部の事業として、セーフティータウン事業でありますとか、交通安全対策事業などとして、県境産廃の運搬に伴う安全の確保ということで事業を進めていたところであり、当然、平成25年度の運搬事業完了まではしっかりとやっていくということで考えております。

ただ、平成25年度で廃棄物の撤去が完了しますと、やはりそこで一定の何らかの整理が必要だろうと考えておまして、具体的には、道路関係の事業については、廃棄物を運搬する車両がもう通行する状況にないわけですので、その事業については、一区切り置かせていただきたいなど、その方向で考えているということでございます。

なお、当然県土整備部の方では、県境産廃に関連してということではなくて、例えば石亀地区の事業ですとか、そういった事業をやっておりますので、決してそこで明確に終わるということではなくて、県土整備部の通常の道路事業の中で、何らかの整備が進んでいくということは、検討はされていくものと考えております。よろしいでしょうか。

(司会)

それでは他にございますでしょうか。

今、道路関係の話もございました。今日説明した実施計画の変更の内容に直接関連するところでなくても結構でございますので、この機会に何かございましたら、よろしく願いいたします。はい、どうぞ。

(住民)

廃棄物の撤去が終わった後、山林に復元しようというお話が出ていますよね。あれについては、県の方では今どういうふうにお考えですか。

(事務局)

お答えいたします。

環境再生計画というのを平成22年に策定しましたが、その時、当然町の方からも御意見をちょうだいしておりましたし、町長さんをはじめ町の方もいらしている原状回復対策推進協議会、大学の先生、専門家の方、県内全域から公募で来ていただいている委員の方などにも検討いただいた上で、環境再生計画というものをつくりました。

その中で、この不法投棄事件、現場を今後どうやって原状回復していったら、回復した上

でどうプラスに活かせるのか、ということを検討しました。その中で、地元の方からは、現場を元の自然の状況、山に戻していただきたいという意見が一番多かったと聞いております。

そういったことで、田子町役場さんに用意していただいた苗木を使いまして植林をして、現場を山林に戻していくということが基本なんです、それ以外に、現場の跡地を利用して、何か地元の振興につなげることはできないかということで、民間からそういった計画を公募しました。その中で、今現在、現場の平らな部分を利用して、農業関連施設を計画している民間さんがございます。

そういったところも含めて、今回の不法投棄事案をどうゼロに戻すか、そして、ゼロに戻した後、どうやってプラスに活かしていくかということ、我々はいつも考えて事業を進めております。

(事務局)

森林域の整備についてどう進めていくのかという趣旨だったと思いますので、少し補足させていただきます。

25年度にゴミの撤去が終わりますので、その次の年26年度から、26年度単年度になるのか、26～27の2ヶ年になるのかというのはこれから検討を加えていこうと思っておりますが、来年度中に、どういう形で森林にするかという詳細な計画を立てる予定になっております。

これは、協議会とか町の意見も聞きながら作って参りたいと思いますので、その計画に沿った形で進めていくわけですが、できれば、こういう事案について皆さんに知っていただくという意味も踏まえて、県民の方に植林に参加していただきながら植林を進めていきたいと考えています。以上です。

(住民)

原と申します。ただ今のことに関連してお伺いしますが、全部終わったあかつきには、県の方とすれば、いわゆる行政財産として残されるのか、あるいは普通財産に切り替えていくのか。

私の考え方からすれば、これは永遠に県が責任をもって行政財産として扱っていくと。

例えば、公有林にしても、保安林をかければ行政財産になるわけですし、そういう考え方なのか、あるいは農地の部分はいわゆる目的外使用許可で転がして行って利用していくのか。その辺のところのアバウトな考え方をお聞きしたいと思います。

(事務局)

まだ詳細、計画方針が決まっているわけではございませんが、大きく分けて2つ。

先ほど申しましたとおり地域振興、ハウス等の農業施設ですね。これはバイオマスエネ

ルギー等を利用した、そういう施設をつくりたいと思っているのですが、現行の計画では、そういうものに使う部分と、植林をする部分と、大きく2つに分かれます。

地域振興で使う部分については、基本的に民間の事業者にやっていただくということを考えていますので、その場合は、決まった話ではございませんが、おそらく普通財産に切り替えて、買い取っていただいてやることが我々としては好ましいと思っております。

ただ、森林域で整備した部分、これについては、ちょっと扱いが決まっていません。

少なくとも、具体的な他の活用の方法がない限り、基本的には県の財産としてそのまま残していくことになるのかなというような感じではおります。

ただ、これはまだ決まったことではございませんので、今後、十分検討をしながら詰めて参りたいと思っております。

(住民)

普通財産への切替につきましては、県の議会の議決もいらないということだと思いますので、いったん民間に渡った後のことが心配なわけであります。

ですから、そのゾーニングのところは、きちっと後で御説明をしていただきたいと感じます。以上です。

(住民)

御苦勞様でございます。畠山と言います。岩手県の方で鋼矢板を打つということで聞いておりましたが、岩手県はいつ頃まで打っておくのか、いつ頃撤去するのかと、そういう詳細な話し合いがなされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

(事務局)

お答えいたします。岩手県との県境から、汚染された地下水が流れて来ているというような兆候がみられている中で、粘り強く交渉を続けてきたわけですが、先日、岩手県の方から、そこを鋼矢板で仕切って、地下水が流れてこないようにするという御回答をいただきました。

先日、つい最近伺った話では、年度末ぐらいには調査をして、本工事については、来年度予算で来年度中に施工するという考えだと、岩手県の方から伺っております。

いつまでやるかということについては、実はこれから協議をすることになっておりまして、その辺、当方としては、少なくとも本県の事業が終わるまでは残しておいていただきたいと考えておりますが、交渉といえますか、具体的な協議はこれからという状況でございます。

(事務局)

それでは、予定時間前でございますが、質問がないようでございますので、これで説明

会を終了させていただきたいと思います。

皆様、遅くまで御参加いただき大変ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

(事務局)

我々も、変更した実施計画に基づいて、皆様に御迷惑をかけることのないよう、今後とも着実に事業を進めて参りたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

今日はどうもありがとうございました。